

独立行政法人放射線医学総合研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	20,454	13,752	5,562	826 314 (調整手当) (通勤手当)		
理事 (2人)	32,324	21,744	8,794	1,305 481 (調整手当) (通勤手当)		3月31日 2名
監事 (1人)	15,272	10,116	4,235	607 314 (調整手当) (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,247	1,164	0	83 (通勤手当)		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事A					該当者なし
理事B					該当者なし
監事A					該当者なし
監事B					該当者なし
監事A (非常勤)					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	290	45.3	8,081	5,932	90	2,149
事務・技術	101	40.6	6,008	4,388	106	1,620
研究職種	124	49.3	10,088	7,398	92	2,690
医療職種 (医師)	18	48.7	11,497	8,640	84	2,857
医療職種 (看護師)	28	43.7	5,425	3,961	26	1,464
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
医療職種(技師等)	17	43	6,333	4,639	78	1,694
技術職員	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	12	37.4	6,448	5,028	109	1,420
事務・技術	該当者なし					
研究職種	12	37.4	6,448	5,028	109	1,420
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
医療職種(技師等)	該当者なし					
技術職員	該当者なし					

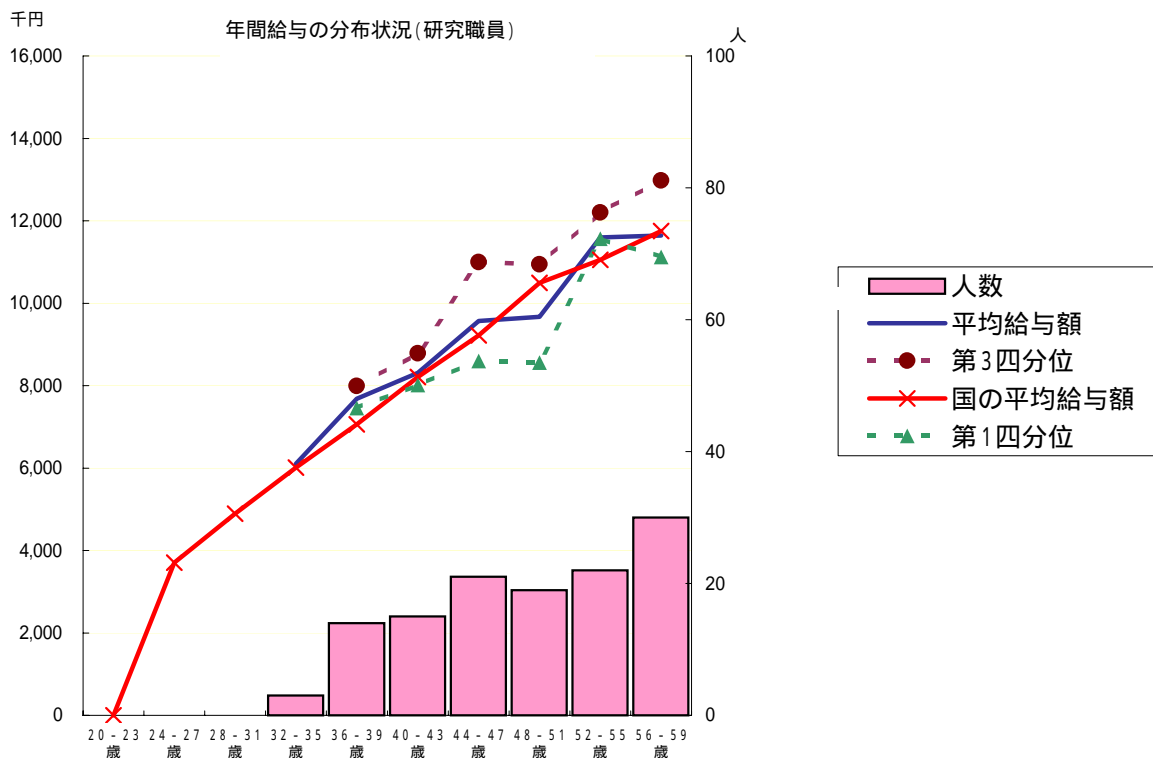
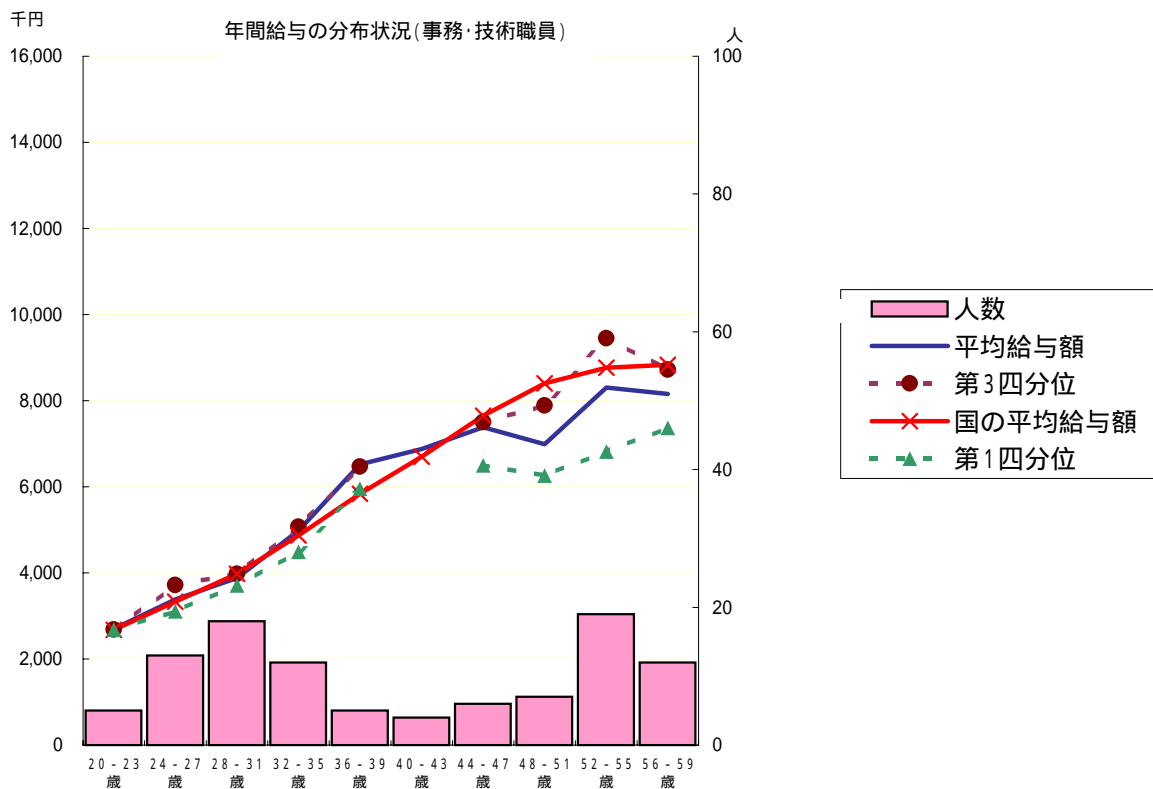
再任用職員	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種(技師等)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術職員	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円

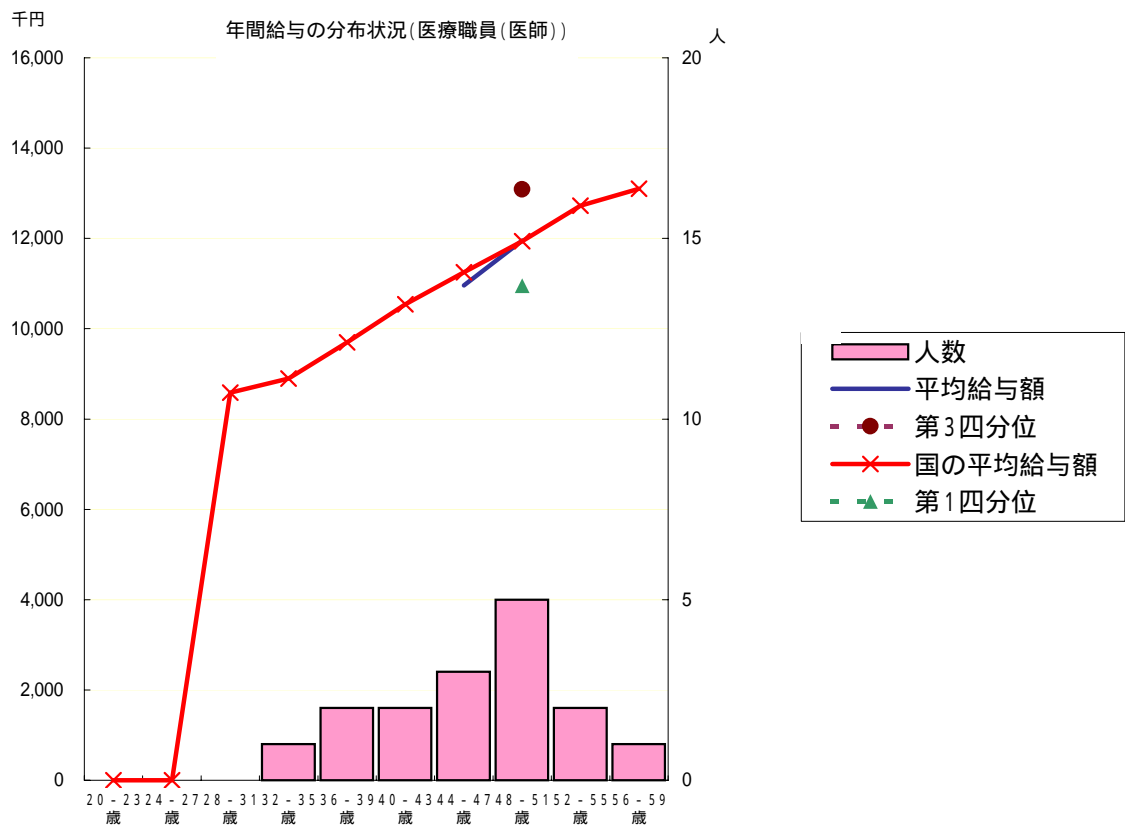
非常勤職員		人	歳	千円	千円	千円	千円
		94	39.8	4,442	4,205	95	237
事務・技術		人	歳	千円	千円	千円	千円
		20	46.8	3,127	2,410	88	717
研究職種		人	歳	千円	千円	千円	千円
		35	37.1	5,554	5,554	96	0
医療職種 (医師)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		5	44.7	4,682	3,469	35	1,213
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種(技師等)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		2					
技術職員		人	歳	千円	千円	千円	千円
		32	37.3	4,063	4,063	111	0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

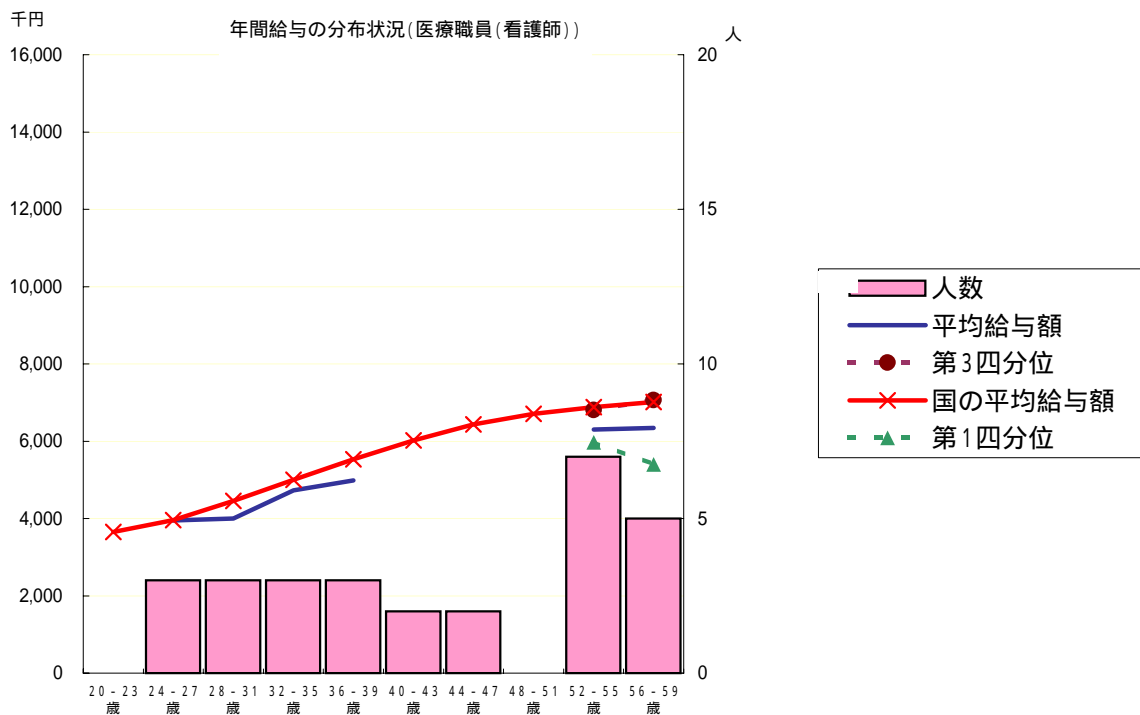
注:常勤職員の技術職員及び非常勤職員の医療職種(技師等)については、該当者がそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(医師) / 医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。〕





注: 32-35歳、36-39歳、40-43歳、52-55歳、56-59歳の該当者はそれぞれ2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注: 40-43歳、44-47歳の該当者はそれぞれ2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	1	55.5	-		-
課長	12	54.2	8,778	9,347	9,634
課長補佐	18	54.7	7,365	7,748	8,156
係長	33	40.7	5,002	5,936	6,727
主任	2	52.5	-		-
係員	35	27.5	3,106	3,532	3,915

注：部長の該当者が1名、主任の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
センター長	1	58.5	-		-
研究部長	19	54.0	11,804	12,581	13,205
研究課長	33	52.5	10,460	11,276	12,187
主任研究員	61	46.8	8,014	9,066	9,892
研究員	10	43.9	5,792	6,164	6,569

注：センター長の該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(医療職員(医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
院長	2	59.5	-		-
診療部長	7	53.2	12,029	12,524	13,086
診療科長	8	43.9	9,043	10,000	10,687
医師	1	34.5	-		-

注：院長の該当者が2名、医師の該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
総看護師長	1	57.5	-		-
看護師長	4	56.0	-	6,683	-
副看護師長	1	46.5	-		-
看護師	20	39.1	4,046	4,956	5,581
准看護師	2	57.0	-		-

注：総看護師長の該当者が1名、副看護師長の該当者が1名、准看護師の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(医師) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	主任・係長 一般職員	主任・係長	主任・係長
人員 (割合)	101	5 (5%)	16 (15.8%)	16 (15.8%)	16 (15.8%)	9 (8.9%)
年齢(最高 ～最低)		23～22	29～24	32～26	55～32	56～37
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,054～ 1,944	2,998～ 2,145	3,284～ 2,458	4,547～ 3,193	4,948～ 4,309
年間給与 額(最高～ 最低)		2,801～ 2,651	3,958～ 2,931	4,386～ 3,370	6,262～ 4,386	6,784～ 5,959

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	課長代理 係長	課長 課長代理	課長	課長	部長	部長
人員 (割合)	20 (19.8%)	8 (7.9%)	7 (6.9%)	3 (3%)	1 (1%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ～最低)	58～35	59～52	59～39	57～46	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	5,965～4,250	6,394～ 5,624	7,106～ 6,440	7,911～ 6,866	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	8,301～5,903	8,723～ 7,919	9,735～ 8,778	10,750～ 9,457	～	～

注:10級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	部長室・課長 主任研究員	部長室・課長 主任研究員
人員 (割合)	124	該当者なし (0%)	10 (8.1%)	31 (25%)	23 (18.5%)	60 (48.4%)
年齢(最高 ～最低)		～	52～33	59～35	57～39	59～44
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,037～ 3,762	6,583～ 5,261	7,781～ 6,119	9,859～ 7,207
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,956～ 5,367	8,792～ 7,162	10,460～ 8,323	13,921～ 9,871

(医療職員(医師))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		医師	医長	室・課長	院長
人員 (割合)	18	1 (5.6%)	8 (44.4%)	7 (38.9%)	2 (11.1%)
年齢(最高 ~最低)		~	50~37	63~47	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	8,230~ 6,610	10,178~ 8,750	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	10,955~ 8,774	13,360~ 11,492	~

注:1級における該当者が1名、4級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	総看護師長
人員 (割合)	28	2 (7.1%)	20 (71.4%)	3 (10.7%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)
年齢(最高 ~最低)		~	54~24	56~46	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	4,455~ 2,807	4,892~ 3,978	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		~	6,123~ 3,780	6,805~ 5,510	~	~

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長 総看護師長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし (0%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ~最低)	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)	~	~

注:1級における該当者が2名、4級における該当者が2名、5級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(医師) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	67.1	69.5	68.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	32.9	30.5	31.6
	最高～最低	36.4～28.7	33.3～28.6	33.3～28.9

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.8	62.1	60.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.2	37.9	39.5
	最高～最低	45.9～32.2	44.5～29.9	42.1～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.8	69.8	68.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.2	30.2	31.6
	最高～最低	36.4～31.7	33.3～24.9	33.3～28.6

(医療職員(医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	67.1	70	68.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	32.9	30	31.4
	最高～最低	35.3～32.1	32.3～29.2	32.3～30.6

注:医療職員(医師)における管理職員は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 該当者無し	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.5	% 68
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.5	% 32
	最高～最低	% 36.4～31.6	% 33.3～28.8	% 33.3～30.1

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(医師) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.2

対他法人(事務・技術職員)

89.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

100.9

対他法人(研究職員)

98.3

(医療職員(医師))

対国家公務員(医療職(一))

98.1

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

91.6

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成13年度)からの増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,446,038	千円 3,627,746	千円 (%) -181,708 (-5.01)	千円 (%) -211,074 (-5.78)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 3,763,822	千円 3,936,872	千円 (%) -173,050 (-4.40)	千円 (%) -198,022 (-5.00)
最広義人件費	千円 5,057,226	千円 4,973,798	千円 (%) 83,428 (1.68)	千円 (%) 463,452 (10.09)

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有		特になし	期末特別手当の支給割合の改定
役員(常勤)	有		特になし	期末特別手当の支給割合の改定
役員(非常勤)	無		特になし	特になし
職 員	有		昇給基準の改定	特になし

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当研究所が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に、文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて0/100から50/100の範囲内で、理事長が定める割合を乗じた額としている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、期末特別手当(ボーナス)の支給割合を夏期は170/100から160/100に、冬期は160/100から170/100に改定した。
理事	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、期末特別手当(ボーナス)の支給割合を夏期は170/100から160/100に、冬期は160/100から170/100に改定した。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、期末特別手当(ボーナス)の支給割合を夏期は170/100から160/100に、冬期は160/100から170/100に改定した。
監事(非常勤)	改定無し

3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当研究所内にて決定された当初予算の範囲内で運用。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告に準拠して、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当研究所が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇 給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ所が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(給与法に準拠) 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(給与法に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

人事院より給与法に基づく人事院規則の一部改正が平成16年4月12日付けで行われたため、同改正に基づき、当研究所規則「初任給、昇格、昇給等の基準」の一部改正(退職時、20年以上勤続していた者に対する1号俸特別昇給の廃止)を平成16年5月1日付で行った。

法人が必要と認める事項

職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(医師) / 医療職員(看護師))(地域別、学歴別、地域・学歴別)

(事務・技術職員)

対国家公務員・地域別(行政職(一)) 96.4

対国家公務員・学歴別(行政職(一)) 95.2

対国家公務員・地域別・学歴別(行政職(一)) 96.3

(研究職員)

対国家公務員・地域別(研究職) 92.9

対国家公務員・学歴別(研究職) 101.3

対国家公務員・地域別・学歴別(研究職) 90.6

(医療職員(医師))

対国家公務員・地域別(医療職(一)) 102.8

対国家公務員・学歴別(医療職(一)) 98.1

対国家公務員・地域別・学歴別(医療職(一)) 102.8

(医療職員(看護師))

対国家公務員・地域別(医療職(三)) 98.9

対国家公務員・学歴別(医療職(三)) 90.4

対国家公務員・地域別・学歴別(医療職(三)) 102.2